

新たなビジネスチャンスに



企業を応援します
「コロナに負けんど！」

新製品開発等支援事業のご案内



 鹿児島県

「コロナに負けんど!」 新製品開発等支援事業

事業内容・目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた県内企業の企業利益の回復等を図るため、新しい生活様式を踏まえた新製品の開発・新たな販路開拓や業務の効率化のための取組を支援する。

補助対象者

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた県内に事業所を有する製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業を営む企業

補助率及び補助上限額

補助率

対象経費の3/4以内

補助上限額

300万円

補助対象経費

(1) 新製品の開発や新たな販路開拓を行うための経費

(構築物の改良費、機械装置等購入費、外注加工費、直接人件費、旅費、研究費等)

(2) 業務の改善や機械等の導入等による省力化などの業務の効率化を行うための経費

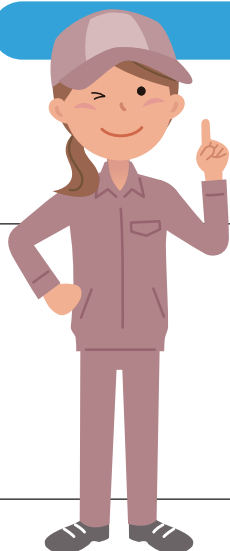
(構築物の改良費、機械装置等購入費、直接人件費、旅費、専門家の招へい経費等)

事業対象期間

令和2年4月1日(水)～令和3年2月28日(日)

募集期間

令和2年10月26日(月)～令和2年11月26日(木)



お問合せ先

「コロナに負けんど!」新製品開発等支援事業事務局

受付時間: 9:00～17:00(土日祝は除く)

住所: 〒892-0824 鹿児島市堀江町12番14号2F

電話: 099-293-5111 FAX: 099-224-5210

専用ホームページ: <https://makendo-kagoshima.com/>



こちらからHPを
ご覧になれます

補助対象事業

★新しい生活様式を踏まえた「新製品開発」とは？

事例

- 巣ごもり需要に対応するために、家庭消費向けの新商品を開発
- 飲食店向け非接触型オーダーシステムの開発
- オンライン教材等の開発

「新しい生活様式を踏まえる」ことにより変化する顧客・消費者動向へ対応するために行う新製品の開発、仕向先の変更等による製品仕様の変更等が想定されます。

★新しい生活様式を踏まえた「販路開拓」とは？

事例

- EC専用のホームページを開設し、新たな販路を開拓
- 新たな顧客獲得のためにネット商談会への参加

「新しい生活様式を踏まえる」ことによる新製品や既存製品に係る新たな販路開拓の一切、営業スタイルの変更に係る環境整備・販促ツールの作成等が想定されます。

★新しい生活様式を踏まえた「業務の改善」とは？

事例

- 工場の換気設備等の整備
- 非接触型工場（自動ドア設置、手洗い設備の充実等）への転換
- 企業紹介の動画製作、web商談の実施等、ネットを活用した非対面型営業活動の実施

自社で「新しい生活様式を踏まえ」、企業活動を行うための取組（事務所、工場等の環境整備、営業スタイルの変更に係る整備等）が想定されます。

★新しい生活様式を踏まえた「省力化」とは？

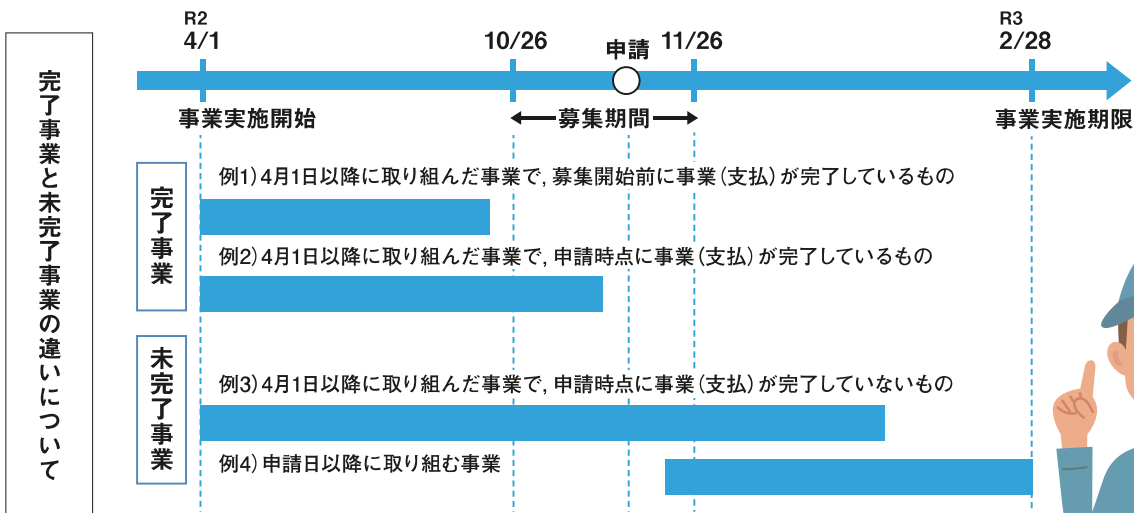
事例

- 3密を避けるために
- 工場において一部ラインにロボット等を導入
- 工場において機械設備等にセンサーやカメラを付け、設備の稼働状況を遠隔から監視

製造現場等における3密を防ぐため、省力化に資する機械設備等の導入、改修等が想定されます。

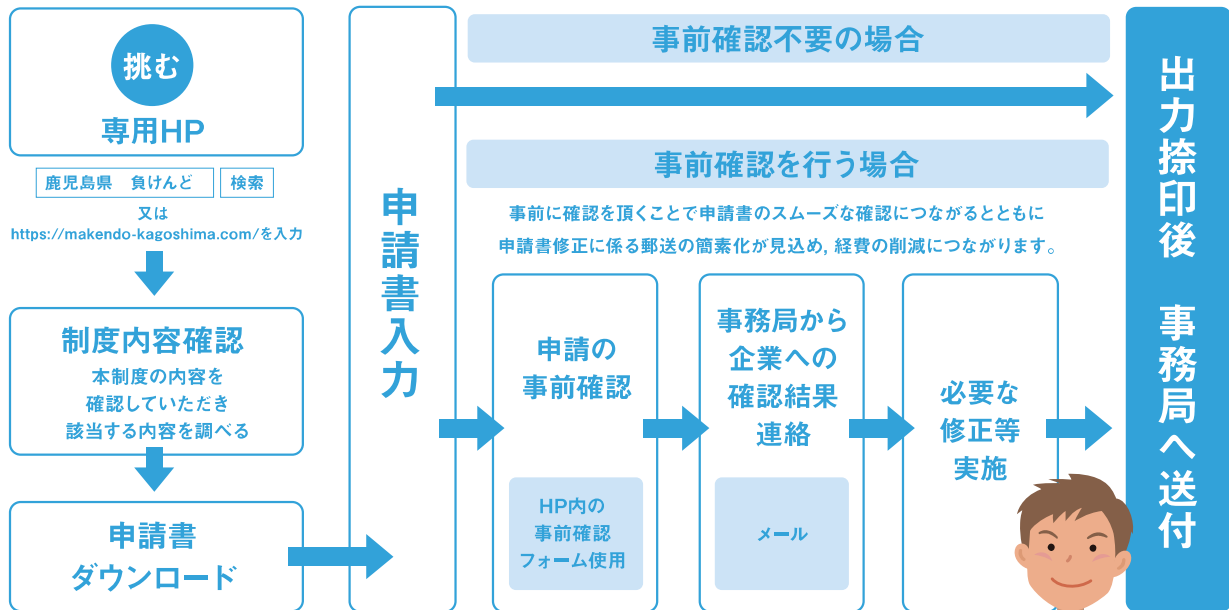
★「新しい生活様式を踏まえた取組」とは？

- 1: 厚生労働省が示す「新しい生活様式」の実践例や、各種業界団体が示す業種別ガイドラインを参考に実施していること。
また上記の活動で自社に与えるマイナスの影響（生産の非効率化等）に対応すること。
- 2: 「新しい生活様式」を踏まえ、変化する取引先や消費者のニーズ・動向に対応すること。
- 3: 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた現状を踏まえ、今後のリスクを回避すること。



申請方法

1 申請書の入手から提出までの流れ



2 提出書類

完了事業(申請時点で支払いが完了している事業)	未完了事業(申請時点で支払いが完了していない事業)
① 申請書(HPからダウンロード) ・申請書類チェックリスト ・交付申請書兼実績報告書(第1-1号様式) ・事業成果報告書(別紙1) ・収支決算書(別紙2)	① 申請書(HPからダウンロード) ・申請書類チェックリスト ・交付申請書(第1-2号様式) ・事業計画書(別紙1) ・収支予算書(別紙2)
② 決算書, 帳簿の写し等 (新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けたことがわかる書類)	② 決算書, 帳簿の写し等 (新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けたことがわかる書類)
③ 履歴事項全部証明書等 ※令和2年4月1日以降で最新の内容であれば写しも可	③ 履歴事項全部証明書等 ※令和2年4月1日以降で最新の内容であれば写しも可
④ 領収書, 通帳の写し等 (補助対象の経費の支払いが確認できる書類)	④ 見積書等 (補助対象の経費の積算が確認できる書類)
⑤ 「県税に未納がない」ことを証明する納税証明書 ※申請日以前3ヶ月以内	⑤ 「県税に未納がない」ことを証明する納税証明書 ※申請日以前3ヶ月以内
⑥ 人件費, 旅費を計上する場合 ・人件費積算表(別紙3・HPからダウンロード) ・給与規程, 旅費規程の写し	⑥ 人件費, 旅費を計上する場合 ・人件費積算表(別紙3・HPからダウンロード) ・給与規程, 旅費規程の写し

※上記以外で、補足書類の提出を求める場合があります。

3 提出部数 各1部

※ 書類は、原則としてA4サイズで統一し、左上1箇所でクリップ止めしてください。(ホッチキス止めは不可)

※ ご提出いただいた書類は、原則返却いたしませんので、税申告等で原本が必要な書類については必ずコピーを提出してください。



申請書
郵送先

「コロナに負けんど!」新製品開発等支援事業事務局

住所: 〒892-0824 鹿児島市堀江町12番14号2F

電話: 099-293-5111 FAX: 099-224-5210

専用ホームページ: <https://makendo-kagoshima.com/>